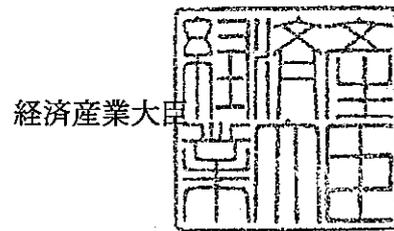


経済産業省

平成20・12・10原第7号  
平成22年7月9日

原子力委員会委員長 殿



独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター廃棄物管理  
事業の変更の許可について（諮問）

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 岡崎 俊雄から平成20年12月10日付け20原機（大環）009（平成21年9月30日付け21原機（安）064及び平成22年6月11日付け22原機（安）050をもって一部補正）をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という）第51条の5第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



法第51条の5第3項において準用する法第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請書は、独立行政法人日本原子力研究開発機構が同機構大洗研究開発センターにおいて、液体廃棄物の処理施設の一部であるアスファルト固化装置及び真空注入方式のセメント固化装置を撤去し、新たに混練方式のセメント固化装置を設置すること及び $\alpha$ 固体貯蔵施設に保管中の廃棄物及び新たに発生する同種の廃棄物を受け入れ、開梱、分別、焼却処理及び熔融処理による減容処理を行うために、固体廃棄物の処理施設（固体廃棄物減容処理施設）を新設することから、廃棄物管理事業の変更の許可を受けようとするものである。

1. 法第51条の3第1項第1号（計画的遂行）

本件申請については、液体廃棄物処理施設のセメント固化装置の更新及び固体廃棄物減容処理施設の新設を行うものであり、放射性廃棄物は、「発生者責任の原則」、「放射性廃棄物最小化の原則」、「合理的な処理・処分の原則」及び「国民との相互理解に基づく実施の原則」のもとで、適切に処分を行い、それぞれの区分毎に安全に処理・処分されることが重要であるとしている原子力政策大綱の方針と一致していることから、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

2. 法第51条の3第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る施設の工事に要する資金については、液体廃棄物の処理施設の一部変更に要する資金は、6.5億円、固体廃棄物減容処理施設の設置に要する資金は、97億円としている。これらの工事に要する資金は、一般会計施設整備費補助金及び特別会計施設整備費補助金（エネルギー対策特別会計）により充当するとしており、資金の確保の見込みがあることを確認した。

また申請者の資金計画は、年度毎の予算に沿った計画としていることから、液体廃棄物の処理施設の一部変更及び固体廃棄物減容処理施設の設置工事を適確に遂行するに足る経理的基礎があると認められる。